

居宅介護支援（ケアマネジメント）契約書

（甲）利用者 （乙）事業者 （丙）介護支援専門員

（契約の目的）

第1条 乙は、介護保険法の趣旨に従い、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、甲に対し、適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、 R6年 月 日から要介護認定有効期間の満了日までとします。

2 上記契約期間満了日の 7日以前に甲から文書による更新解除の申し出がない限り、この契約は自動更新するものとします。

（居宅サービス計画立案の援助）

第3条 乙は、介護保険法に定める丙を担当者として指定し、その選択及び交替を行った場合、その名前を甲に文書で通知します。甲及びその家族の希望をできる限り尊重し、公正・中立に居宅サービス計画の作成を支援します。

2 丙は、居宅サービス計画の作成にあたり、次の各号に定める事項を遵守します。

- 一 甲の居宅を訪問し、甲及び家族に面接し、解決すべき課題の把握に努めること。
- 二 居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料の情報を、適正に提供し、サービスの選択を求めると。
- 三 甲やその家族に対して、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明すること。
- 四 提供される居宅サービスの目標、達成時期、サービス提供上の留意点を明記した居宅サービス計画の原案を作成すること。また、原案に位置づけたサービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、サービス

の種類、内容、利用料等について、甲から文書による同意を受けること。

五 甲が医療サービスの利用を希望している場合には、甲の同意を得て、主治医等の意見を求め、また意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付すること。

六 居宅サービス事業者等から伝達された甲の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に丙が把握した甲の状態等について、必要と認めるときは甲の同意を得て、丙から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行うこと。

七 前6月間に乙において作成されたケアプランの総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下訪問介護等とする）がそれぞれ位置付けられたケアプランの数が占める割合、前6月間に乙において作成されたケアプランに位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき甲に対し説明を行うこと。

（居宅サービス計画作成後の援助）

第4条 乙は、甲及び家族と継続的に連絡をとり、利用の実情を常に把握するように努めます。

2 乙は、甲が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、再評価を行い、サービス計画の変更、要介護認定区分の変更申請、関連事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

3 乙は、甲の受ける居宅サービス利用状況について、甲からのサービス利用に関する苦情等相談を受け、必要に応じてサービスを点検し、給付管理表の作成・提出ほか関連機関との連絡調整を行います。

（要介護認定申請等の援助）

第5条 乙は、甲が要介護（支援）認定（区分の変更を含む。）を受けていない場合、甲の意思を踏まえて、速やかに要介護（支援）の申請が行われるよう必要な援助を行います。

（施設入所への支援）

第6条 乙は、甲が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、甲に適切な介護保険施設の紹介、その他必要な援助を行います。

(入院時における医療機関との連携)

第7条 乙は甲に対し、甲の入院時に丙の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。

(利用料)

第8条 乙が提供する料金等の規定は、別に定めたとおりです。

(契約の満了)

第9条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は満了します。

- 一 甲が死亡したとき。
- 二 第10条に基づき、甲から契約解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 三 第11条に基づき、乙から契約解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 四 甲が介護保険施設へ入所した場合。
- 五 甲の要介護状態区分が、自立又は、要支援とされた場合。

(甲の解約権)

第10条 甲は、乙に対し、いつでもこの契約解除を申し入れることができます。この場合には、7日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

2 甲は、次の各号に乙が該当する場合には、直ちに契約を解除することができます。

- 一 乙または丙が、正当な理由なく、介護保険法等関係法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき。
- 二 乙または丙が、守秘義務に違反した場合。
- 三 乙が、破産等事業を継続する見通しが困難になった場合。

(乙の解除権)

第11条 乙は、甲に対し、甲の非協力など甲及び乙間の信頼関係を損壊する行為をなし、改善の見込みがないため、この契約の目的を達することが不可能となったときは、14日以上の予告期間をもってこの契約を解除します。

(損害賠償)

第12条 乙は、甲に対するサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の家族及び市町村関係窓口連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

2 乙は、甲に対するサービスの提供に伴って、乙または丙の責めに帰すべき事由により、甲に損害を及ぼした場合には、速やかに甲に対して損害を賠償します。但し、甲または甲の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考え、乙が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努めるとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守します。

一 乙及び乙の従業員は、正当な理由なくその業務上知り得た甲及び甲のご家族の秘密を漏らしません。

二 乙及び乙の従業員であったものは、退職後も正当な理由なくその業務上知り得た甲及び甲のご家族の秘密を漏らしません。

三 乙は甲の医療上緊急の必要がある場合又は、サービス担当者会議等で必要がある場合に限りあらかじめ甲もしくは甲のご家族からの文書による同意を得た上で必要な範囲内で甲又は甲のご家族の個人情報を用います。

2 乙が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、

委託先への適切な監督をします。

(記録の整備、閲覧)

第14条 乙は、甲に対する介護支援サービスの提供に際して作成した記録、書類を完了日より 5年間保存します。

2 乙は、甲または甲の家族に対し、いつでも保管する甲に関する記録、書類の閲覧、謄写に応じます。但し、謄写の実費を請求することがあります。

(裁判管轄)

第15条 甲と乙は、本契約に関してやむを得ず訴訟になる場合は、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

(契約外条項)

第16条 本契約に定めのない事項については、介護保険法等関係法令の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めます。

本契約を証するため、甲乙丙は署名または記名押印のうえ本契約書を3通作成し、甲乙丙各1通保有します。

年 月 日

(甲) 私は、この契約書に基づく居宅介護支援サービスの利用を申し込みます。

サービス利用者	住所	署名代行者	住所
	お名前		お名前

	電 話		電 話
			署名代 行の理 由

(乙) 私は、居宅介護支援の事業者として、甲の申込みを受託し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事 業 者	住 所 宮崎県日南市吾田東一丁目 6-35		
	事業者 名 Care Support Office みらい	電 話	0987-67-1088
	代表者 馬場 真由美	事業者番 号	4570401556

(丙) 私は、居宅サービス計画（ケアプラン）作成者として、この契約の内容が居宅介護支援サービスに従った内容であることを確認しました。

介護支援専門員	氏名 馬場 純一
---------	----------